

一般社団法人離島百貨店 会員規則

● 総 則

(目 的)

第1条 この規則は、一般社団法人離島百貨店（以下、「当法人」という。）の会員制度について定めるものである。

(会員種別)

第2条 次の会員を置く。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 準会員 当法人の目的に賛同し正会員に準じて当法人の事業を支援する個人又は団体
- (3) 一般会員 当法人が行うサービスの提供・利用を主とする個人又は団体
- (4) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

● 入会・退会

(入 会)

第3条 当法人の会員になろうとするもの（以下、「入会申込者」という。）は、別に定める入会申込書を当法人に提出し、定款第6条に定めるように理事会の承認を得なければならない。

2 入会が承認されたときは、代表理事は入会申込者に対し、速やかにその旨を通知する。入会が承認されなかった場合も、同様とする。

(入会資格)

第4条 入会資格は、次のとおりとし、当法人に入会する者とは、これらの事項全てを満たすものとする。

- 一 当法人の目的に賛同するもの
- 二 定款その他当法人が定める規則等に同意するもの
- 三 過去に当法人より除名されたことがないもの（ただし、除名の事由が治癒された場合には、再入会を認めることがある）
- 四 暴力団関係者でないもの

2 会員は、当法人に対し、現在または将来にわたって、自らが次の各号に定める暴力団等の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力等」という。）に該当しないことを保証する。

- 一 暴力団
- 二 暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む）
- 三 暴力団準構成員
- 四 暴力団関係企業
- 五 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ
- 六 その他前各号に準ずるもの

3 会員は、当法人に対し、反社会的勢力等に対して、直接または間接を問わず、かつ名目の如何を問わず、資金提供を行わないこと及び今後行う予定がないことを保証する。

4 会員は、当法人に対し、反社会的勢力との間で、直接または間接を問わず、社会的に非難されるべき関係のないことを保証する。

5 会員は、当法人に対し、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを保証する。

一 暴力的な要求行為

二 法的な責任を越えた不当な要求行為

三 取引に対して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

四 風説を流布し、偽計または威力を用いて当法人の信用を毀損し、または当法人の義務を妨害する行為

五 その他前各号に準ずる行為

6 会員が、入会資格を偽り、または本条に違反することが判明した場合には、定款第9条に基づき、その会員資格を喪失する。

(入会金及び会費)

第5条 入会金及び会費に関する細則は、定款第7条により別に定める会費規則による。

(会員資格の発生日)

第6条 会員の資格は、入会金及び会費の納入をもって、入会が承認された日に遡って発生する。

(有効期間)

第7条 本規則に基づく会員有効期間は会費の入金日から同一事業年度内とする。

2 期間満了日の2ヶ月前までに、会員から当法人に対し、退会届を提出した場合を除き、更に会員期間を1年間ずつ自動更新するものとし、以後も同様とする。

(変更の届出)

第8条 会員は当法人への届出事項に変更が生じた場合には、速やかに所定の登録事項変更届を代表理事に提出するものとする。

2 会員が、前項1項の変更申込を行わなかったことにより、不利益を被った場合でも、当法人はその責任を一切負わないものとする。

(退 会)

第9条 定款第8条に定めるように、会員は、別に定める退会届を当法人に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。ただし、定款第11条に定めるように、未履行の義務は、これを免れないものとする。

(会員資格の喪失)

第10条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、会員の資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

(3) 二年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(5) 総正会員の同意があったとき。

第4章 守秘義務

(守秘義務)

第11条 各会員は、他の会員から機密である旨の表示又は指定をして機密情報として提供された資料及び情報を、最初に提供を受けた日より2年間、機密情報として取り扱い、不要となった場合速やかに提供をした他の会員に返却または消去するものとする。各会員が当法人から脱退する場合は、その時点で保持している機密情報をすべて返却または消去すること。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、この限りでない。

- 一 知得時に公知であるもの
- 二 知得時に自己の責によらず公知となったもの
- 三 知得時に既に保有していたことが書面により明らかなもの
- 四 正当な権限を有する第三者から機密保持義務を課せられることなく適法に知得したものの
- 五 機密情報に接した者の記憶に留まる、機密情報に含まれるアイデア、コンセプト、ノウハウ
- 六 機密情報に接した受領当事者の従業員等の記憶に留まる、開示当事者の機密情報に含まれるアイデア、コンセプト、スキル及び知識

第6章 個人情報の保護

(個人情報の保護)

第12条 当法人は、会員の情報を厳重に取り扱うものとし、当法人の活動目的においてのみ使用するものとする。

(禁止事項)

第13条 会員に提供される会員情報等を当法人の許可なく、第三者（他人または他の団体）に譲渡または配布・閲覧すること及び営利目的で当法人の名称や情報を使用することを禁じる。

(規則の追加・変更)

第14条 本規則に定めのない事項については、理事会の決議により定めるものとする。

附 則

本規則は、平成31年2月15日から施行する。